

村に定住する新婚夫婦にお祝い金を交付します

関川村結婚祝金



対象者

令和3年4月1日以降に婚姻届を提出し受理され、婚姻日から1年を経過していない夫婦

交付要件

次の1~4全てを満たす夫婦

1. 申請日に夫婦とも村内に住所があり、居住している。
2. お祝い金を受け取った日から、夫婦が3年以上村内に定住する意思がある。
3. 夫婦のどちらも過去にこの制度によるお祝い金を受け取ったことがない。
4. 夫婦のどちらも村税の滞納がない。また、村外から転入している場合は、転入前の市区町村税の滞納がない。

支給金額

1組につき
10万円

申請手続き

婚姻日から1年以内に
必要書類を提出してください

必要書類

1. 「関川村結婚祝金交付申請書（様式第1号）」
2. 婚姻届受理証明書又は夫婦の戸籍謄本の写し※1
3. 夫婦の住民票の写し※1
4. 夫婦の市区町村税の納税証明書※2
5. 「誓約書（様式第2号）」

※1 コピーではなく窓口で交付されたもの

※2 市区町村が発行する前年分の納税について滞納がないかわかるもの

詳細は、
関川村ホームページをご確認
いただくか、
担当へお問い合わせ
ください

【問い合わせ先】

関川村役場
住民税務課 住民環境班
TEL 0254-64-1471